大野城まどかぴあ図書館インターネット端末の利用に関する要領

令和元年 10 月 22 日 要 領 第 2 号

(趣旨)

第1条 この要領は、大野城まどかぴあ図書館(以下「まどかぴあ図書館」という。)におけるインターネット端末(以下「端末」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 まどかぴあ図書館の利用者は、端末を利用することができる。

(利用時間及び利用回数)

- 第3条 端末の利用時間は、1回30分以内とする。
- 2 端末の利用回数は、1人につき1日当たり2回までとする。

(利用の申請)

第4条 端末を利用しようとする者は、大野城まどかぴあ図書館インターネット端末利用 申請書(様式第1号)により申し込まなければならない。

(禁止事項)

- 第5条 端末の利用者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) ホームページの閲覧以外の利用
- (2) 有料コンテンツの利用
- (3) メールソフトを使用してのメールの送受信
- (4) チャット、ゲーム等の利用
- (5) ワープロ等のスタンドアロン・パソコンとしての利用
- (6)調査研究に直結しない動画、音声コンテンツの視聴
- (7) ソフトウェアのダウンロード、アップロード及びインストール
- (8) システムプログラムの改変及び各種設定の変更
- (9) フロッピーディスク、CD-ROM、USB スティックメモリ等の外部記憶媒体の使用
- (10) 図書館での閲覧に相応しくない、いわゆるアダルトサイト等へのアクセス・閲覧
- (11) 接続先等への不適当な内容のデータの送信
- (12) 他の利用者に対して著しい迷惑となる行為
- (13) 他の図書館利用者及び第三者の、著作権又はその他の権利を侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為
- (14) 犯罪的行為、又は犯罪的行為に結び付く行為、もしくはそのおそれのある行為
- (15) 端末、机、椅子等の図書館備品の破損、汚損

(16) その他、これらに準ずる行為

(利用の制限)

- 第6条 端末の利用は、調査研究を目的とした閲覧に限るものとする。
- 2 まどかびあ図書館長(以下「館長」という。)は、有害情報その他調査研究に資すると 認められない情報の閲覧を制限する措置を端末に講じるものとする。
- 3 館長は、第5条の禁止事項を守らない者に対し、端末の利用を制限し、又は退館させる ことができる。

(端末利用者の責任)

- 第7条 端末の利用者は、当該端末の利用により得た情報を自らの責任において利用する ものとする。
- 2 端末の利用者は、端末を利用するに当たり、当該利用者の責めに帰すべき行為によりまどかのの書館又は第三者に損害を与えたときは、その責任を負うものとする。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、端末の利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則(令和元年要領第2号)

この要領は、令和元年10月22日から施行する。